

平成24年11月27日
第2441号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

- 秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例施行規則（42・都市計画課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（613・福祉政策課）…………… 4
- 生活保護法による医療機関の指定（614・福祉政策課）…………… 5
- 生活保護法による指定医療機関の変更（615・福祉政策課）…………… 5
- 生活保護法による施術者の指定（616・福祉政策課）…………… 6
- 地籍調査に関する事業計画（617・農山村振興課）…………… 6
- 道路の供用開始（618・由利地域振興局建設部）…………… 6
- 建設業の許可の取消し（619・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 6

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（道路課）…………… 7
- 県営土地改良事業の換地処分（鹿角地域振興局農林部）…………… 8
- 県営土地改良事業の換地処分（山本地域振興局農林部）…………… 8

規 則

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十七日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第四十二号

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例（平成二十四年秋田県条例第八十号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公園施設の設置に関する基準)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次条から第十二条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合においては、そのうち一以上の園路及び広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
 - (二) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互の間隔のうち一以上の間隔は、九十センチメートル以上とすること。
 - (三) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (四) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路（その圃場を含む。以下同じ。）を併設するときは、この限りでない。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (一) 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が

転回することができる広さの場所を設けたときは、百二十センチメートル以上とすることができる。

- (一) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。
- (二) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- (三) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
- (四) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (一) 両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (二) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (三) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (四) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (五) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。
- (六) 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合で、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。

五 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
- (二) 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。
- (三) 横断勾配は、設けないこと。
- (四) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (五) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十七センチメートル以上の踊場を設けること。
- (六) 両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (七) 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

七 次条から第十一条までの規定により設けた特定公園施設のうちそれぞれ一以上の特定公園施設及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続すること。

(屋根付広場)

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合においては、そのうち一以上の屋根付広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - (二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

(休憩所及び管理事務所)

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合においては、そのうち一以上の休憩所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

- (二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。
- (三) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 一 カウンターを設ける場合においては、そのうち一以上のカウンターは、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。
- 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、第八条第二項、第九条及び第十条に定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合においては、そのうち一以上の休憩所」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。
- (野外劇場及び野外音楽堂)
- 第六条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口は、第四条第一号に定める基準に適合するものであること。
- 二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときは、八十センチメートル以上とすることができる。
- (二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。
- (三) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- (四) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
- (五) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (六) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- 三 当該野外劇場の収容定員が、二百人以下の場合にあつては当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、二百人を超える場合にあつては当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、第八条第二項、第九条及び第十条に定める基準に適合するものであること。
- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。
- 二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- 三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
- 3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
- (駐車場)
- 第七条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち一以上の駐車場に、当該駐車場の全駐車台数が、二百台以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、二百台を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

一 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

二 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

三 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち一以上の便所は、前項に定める基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けること。

二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

(三) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けること。

(四) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有することを表示する標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第一号(一)及び(四)並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号(一)、(二)及び(四)並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。

(水飲場及び手洗場)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合においては、そのうち一以上の水飲場は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとすること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

3 第三条から前条までの規定により設けた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち一以上の標識は、第三条の規定により設けた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第613号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第50

条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
池田産婦人科医院	医療法人聖和会	湯沢市字両神142番地3	平成24年9月30日
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤	北秋田市下杉字上清水沢74	平成24年9月30日
北秋調剤薬局	株式会社ファーマックス	北秋田市下杉字上清水沢81-1	平成24年9月30日
株式会社タカハシ薬局	株式会社タカハシ薬局	大館市字長倉14番地5	平成24年10月31日
池田薬局きさかた店	株式会社池田	にかほ市象潟町字後田95	平成24年11月4日

秋田県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
池田産婦人科クリニック	医療法人聖和会	湯沢市字両神142番地3	産科、婦人科、内科	平成24年10月1日
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤	北秋田市下杉字上清水沢16-291	調剤薬局	平成24年10月1日
北秋調剤薬局	株式会社ファーマックス	北秋田市下杉字上清水沢16-291	調剤薬局	平成24年10月1日
もりかわ整形外科	森川 泰仁	大館市有浦六丁目2番19号	整形外科	平成24年11月1日
株式会社タカハシ薬局	株式会社タカハシ薬局	大館市有浦六丁目2番22号	調剤薬局	平成24年11月1日
池田薬局きさかた店	株式会社池田	にかほ市象潟町字家ノ後65-26	調剤薬局	平成24年11月5日

秋田県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
訪問看護ステーション実	株式会社エヌ・エスクラフト	北秋田市下杉字上清水沢74番地1-2	北秋田市米内沢字柳原58番地	北秋田市下杉字上清水沢74番地1-2	平成24年11月1日

ほしの歯科医院	星野 守	横手市田中町4-34	星野歯科医院	ほしの歯科医院	平成24年9月1日
---------	------	------------	--------	---------	-----------

秋田県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
渡辺 真一	由利本荘市石脇字田尻28 松涛団地松11-2	工藤整骨院矢島分院	由利本荘市矢島町矢島町83-2	柔道整復	平成24年9月28日

秋田県告示第617号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成24年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 調査を行う者の名称
鹿角市
- 2 調査地域
鹿角市十和田末広、十和田瀬田石、十和田毛馬内、八幡平字森鼻ほか39字
- 3 調査期間
平成24年4月16日から平成25年3月29日まで

秋田県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	由利本荘市岩野目沢字舟ヶ森22番1地先から字舟ヶ森5番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成24年11月27日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年11月27日から同年12月10日まで

秋田県告示第619号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成24年11月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社泉谷土木
横手市平鹿町浅舞字蔭沼212番地の1
代表取締役 泉 谷 富 夫
秋田県知事許可（般-24）第8036号

3 処分の内容

電気通信工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年11月19日付けで電気通信工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成24年度 秋田県道路管理ポータルサブシステム設計・作成業務委託

(2) 業務概要

道路管理ポータルサブシステム作成 一式

(3) 履行期限

平成25年3月29日まで

(4) 業務場所

発注者が承諾した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(4) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 秋田県内に主たる営業所を有すること。

(6) 過去10年以内に、国又は地方公共団体から情報システム開発業務（ホームページ作成や既製パッケージの導入などは除く。）について受託実績を有していること。

(7) 本業務を遂行するために必要な実施体制（同種、同規模程度のシステム構築の責任者として5年以上の業務経験を有するプロジェクト責任者の配置等）を講じることができる者であること。

(8) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準（平成6年9月13日付け監-848）に基づく指名停止又は指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日付け監-1781）に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

(9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークを保有していること又はこれに準ずる社内規程等を定めていること。

3 設計図書等を示す場所等

(1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部道路課道路建設班
（電話018-860-2492）

(2) 交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、公告の日から平成24年12月5日（水）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年12月7日（金）午後1時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁地階 財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

平成24年11月16日県営土地改良事業（高屋地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

平成24年11月19日県営土地改良事業（藤琴地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項に基づき、公告する。

平成24年11月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久